

- (2) 健康保険法に基づく保険医療機関の指定を受けていない医療機関であって、生活保護法に基づく指定を受け又はその申請をする医療機関から(1)の届出があつた場合には、支払基金に対して通知すること。
- 1 医療機関指定基準
法による医療扶助のための医療を担当する機関は、申請のあつたもののうち、次に掲げる指定等を受けているものであつて、医療扶助に基づく医療等について理解を有していると認められるものについて指定するものとする。ただし、正当な理由があつて指定等を受けていない医療機関（指定訪問看護事業者を除く。）については、この限りでないこと。
- なお、法による指定の取消しを受けた医療機関にあっては、原則として取消しの日から5年以上を経過したものであること。
- ア 健康保険法第65条第1項又は第88条第1項の規定による指定
イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に規定する内容の医療を行う医療機関にあっては、同法第38条第1項の規定による指定

2 健康保険法等による診療報酬に係る承認等

- (1) 健康保険法に基づく保険医療機関であり、同法等により診療報酬に係る指定、承認又は認定を受けている場合には、生活保護法において重ねてこれらの指定、承認又は認定は要しないものであること。
- (2) 健康保険法に基づく保険医療機関の指定を受けていない医療機関であつて、生活保護法に基づく指定を受け、又はその申請をする医療機関から、健康保険法による診療報酬に係る承認（厚生労働大臣の承認を除く。）又は認定の申請があつた場合、同法等における承認又は認定に関する取扱いを準用し、これを承認又は認定すること。

なお、承認又は認定の決定を行った場合には、生活保護法による承認又は認定である旨を明記した承認番号又は認定番号を決定し、申請者及び支払基金に対して通知すること。

3 健康保険法等による診療報酬に係る届出

- (1) 健康保険法に基づく保険医療機関であり、同法等により診療報酬に係る届出をしている場合には、生活保護法において重ねてこれらの届出は要しないものであること。